

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険の円滑な実施のための特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策のうち「社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度」の実施のために必要な事項を定める。

2 前項に定める事業は、要介護被保険者等のうち低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者（以下「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減法人等が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとし、もって、低所得利用者の生活の安定と介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者及び西宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第10条第1項第2号に規定する事業対象者をいう。
- (2) 市民税非課税世帯 当該年度（4月から7月までにおいては前年度）における市民税が世帯主及びすべての世帯員について非課税又は免除されている世帯をいう。
- (3) 区分支給限度基準額 法第43条第1項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額、法第55条第1項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額及び総合事業実施要綱第14条に規定する事業対象者の区分支給限度基準額をいう。
- (4) 訪問介護 法第8条第2項に規定する訪問介護をいう。
- (5) 通所介護 法第8条第7項に規定する通所介護をいう。
- (6) 短期入所生活介護 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。
- (7) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。
- (8) 夜間対応型訪問介護 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。
- (9) 地域密着型通所介護 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。
- (10) 認知症対応型通所介護 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。
- (11) 小規模多機能型居宅介護 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。

- (1 2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 法第 8 条第 2 2 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
- (1 3) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス） 法第 8 条第 2 3 項に規定する複合型サービスをいう。
- (1 4) 介護福祉施設サービス 法第 8 条第 2 7 項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (1 5) 介護予防短期入所生活介護 法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- (1 6) 介護予防認知症対応型通所介護 法第 8 条の 2 第 1 3 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (1 7) 介護予防小規模多機能型居宅介護 法第 8 条の 2 第 1 4 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (1 8) 予防専門型訪問サービス 総合事業実施要綱第 4 条第 1 項に規定する予防専門型訪問サービスをいう。
- (1 9) 予防専門型通所サービス 総合事業実施要綱第 4 条第 1 項に規定する予防専門型通所サービスをいう。
- (2 0) 利用者負担額 法及び総合事業実施要綱に定める居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、予防専門型訪問サービス及び予防専門型通所サービスに係る利用者負担額をいう。ただし、西宮市障害者訪問介護利用者負担額補助金交付要綱に基づく訪問介護に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受けている場合は、適用後の利用者負担額をいう。
- (2 1) 食費 通所介護、短期入所生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、介護福祉施設サービス、予防専門型通所サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護に係る食事の提供に要する費用をいう。
- (2 2) 食費の負担限度額 法第 5 1 条の 3 第 2 項第 1 号及び法第 6 1 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額をいう。
- (2 3) 食費の特定負担限度額 介護保険法施行法（平成 9 年法律第 1 2 4 号。以下「施行法」という。）第 1 3 条第 5 項第 1 号に規定する食費の特定負担限度額をいう。
- (2 4) 居住費 介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る居住に要する費用をいう。
- (2 5) 居住費の負担限度額 法第 5 1 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額をいう。
- (2 6) 居住費の特定負担限度額 施行法第 1 3 条第 5 項第 2 号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。

- (27) 滞在費 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に係る滞在に要する費用をいう。
- (28) 滞在費の負担限度額 法第61条の3第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額をいう。
- (29) 宿泊費 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）に係る宿泊に要する費用をいう。
- (30) 旧措置入所者 施行法第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (31) ユニット型個室 法第51条の3第2項第2号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第61条の3第2項第2号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第412号）に規定するユニット型個室、及び法施行法第13条第5項第2号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成17年厚生労働省告示第416号）に規定するユニット型個室をいう。
- (32) 利用者負担割合が5%以下の者 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成17年厚生労働省告示第409号）に規定する割合が100分の95以上の者をいう。
- (33) 利用者負担第2段階の者 市民税世帯非課税者であり、かつ、居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）中の課税対象となる公的年金等の収入金額及びその他の合計所得金額の合計額が80万円以下である者をいう。
- (34) 高額介護サービス費 法第51条第1項に規定する高額介護サービス費をいう。
- (35) 高額介護予防サービス費 法第61条第1項に規定する高額介護予防サービス費をいう。
- (36) 高額介護予防サービス費に相当する費用 総合事業実施要綱第17条に規定する高額介護予防サービス費に相当する費用をいう。
- (37) 特定入所者介護サービス費 法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費をいう。
- (38) 特定入所者介護予防サービス費 法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費をいう。
- (39) 第2号被保険者における基準日 当該年度（4月から7月までにおいては前年度）の4月1日又は法第27条第8項に定める効力が初めて生じた日のいずれか遅い日
(軽減対象者)

第3条 第1条第2項に規定する軽減対象者は、市民税世帯非課税であつて、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認める者及び生活保護受給者とする。

- (1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。
- (3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 前項第1号から第4号までに掲げる要件の取扱いについては、西宮市介護保険料等減免処理要領（以下「保険料減免要領」という。）<3>ウ(2)の規定を準用する。この場合において、条文中「第1号被保険者」とあるのは「軽減対象者」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、軽減対象者が第2号被保険者の場合は、条文中「保険料の賦課期日」又は「賦課期日」とあるのは「第2号被保険者における基準日」と読み替えるものとする。

（軽減法人等）

第4条 第1条に規定する軽減法人等は、利用者負担の軽減を行うことを、当該法人等が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対して申し出た社会福祉法人等とする。なお、本事業の適用は、原則として申し出のあった月から行うものとする。

（軽減対象サービス及び軽減内容）

第5条 軽減対象者が利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「対象サービス」という。）は、軽減法人等が行う次の各号に掲げるサービス（第1号から第8号まで、第10号及び第12号から第16号までのサービスにあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。）とする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (5) 夜間対応型訪問介護
- (6) 地域密着型通所介護
- (7) 認知症対応型通所介護
- (8) 小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- (10) 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
 - (11) 介護福祉施設サービス
 - (12) 介護予防短期入所生活介護
 - (13) 介護予防認知症対応型通所介護
 - (14) 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (15) 予防専門型訪問サービス
 - (16) 予防専門型通所サービス
- 2 軽減割合は1/4とする。ただし、老齢福祉年金受給者は1/2とする。また、生活保護受給者については全額とする。
- 3 軽減の対象とする費用は、別表に掲げるとおりとする。

（適用除外）

第6条 前条の規定にかかわらず、法第69条第1項の規定により給付額減額措置を受ける者については、当該給付額減額措置を行う期間については、前条第1項各号に規定する対象サービスに係る利用者負担の軽減を行わない。

- 2 旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減の対象としない。ただし、ユニット型個室の居住費及び滞在費の特定負担限度額については対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費及び滞在費の負担限度額に限り軽減の対象とする。
- 3 介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する利用者負担第2段階の者の利用者負担額については、軽減の対象としない。
- 4 特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費に該当しない者については、利用者負担額に限り軽減の対象とする。

（情報提供）

第7条 軽減法人等及びその実施する対象サービスについては、都道府県及び軽減法人等から送付される資料に基づき、その一覧を市に備え置くとともに要介護被保険者等及び生活保護受給者並びに居宅介護支援事業者等に適宜情報提供を行うものとする。

（申請）

第8条 第3条に規定する承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用者負担の軽減を受けようとする対象サービスを利用する日の14日前までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
 - (2) 世帯員の遺族年金、遺族恩給、障害年金、老齢福祉年金、雇用保険について前年の1月から12月までの収入金額のわかる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、指定する日までに申請することができなかったことにつきやむを得ないものと認められる事情があり、かつ、申請者が対象サービスの提供を受けた軽減法人等の事業所又は施設（以下「軽減事業所等」という。）が利用者負担の軽減を承

認するときは、この限りでない。この場合において、「対象サービスを利用する日の14日前までに」とあるのは、「対象サービスを利用した日後速やかに」と読み替えるものとする。

(認定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第3条に規定する要件を審査決定の上、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、その結果を申請者に通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合において、軽減対象者として承認された者に対しては、決定通知書と併せて社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（以下「確認証」という。）を交付する。

(確認証の有効期限)

第10条 確認証の有効期限は、申請月の初日から申請のあった日の属する年度の翌年度の7月31日までとする。ただし、4月1日から7月31日までの間に申請のあったものに係る確認証の有効期限は、申請月の初日から当該年度の7月31日までとする。

(確認証の返還)

第11条 確認証の交付を受けた者が、第3条に規定する要件に該当しなくなったとき及び介護保険の被保険者資格を喪失した場合は、当該確認証を速やかに返還しなければならない。

(利用)

第12条 軽減対象者は、軽減サービスを利用する場合、あらかじめ当該サービスを提供する軽減事業所等に確認証を提示するものとする。ただし、申請中であらかじめ提示することができない場合又は第8条第2項に定める場合は、申請手続中である旨又は速やかに申請を行う旨を申し出るとともに、軽減事業所等の承認を受けた場合は、確認証が交付された後速やかに提示するものとする。

(利用者負担)

第13条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載された軽減内容に基づき、利用者負担額、食費、居住費、滞在費及び宿泊費を支払うものとする。

(調整)

第13条 軽減事業所等は、当該事業所と軽減対象者との利用者負担額軽減等に係る調整を行うものとする。

(不正利得の返還)

第15条 詐欺その他不正の行為によりこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者がいるときは、市長は、軽減事業所等と協議の上、軽減額の全部又は一部を当該軽減を受けた者から軽減事業所等に返還するよう求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第16条 市長は、軽減法人等がこの要綱に基づき利用者負担の軽減を行った場合、別に定

めるところにより、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行時における減免対象確認申請書の申請は、第8条の規定にかかわらず、平成12年6月30日又は対象サービスを利用する日の14日前のいずれか遅い日までに行うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年6月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年6月1日から施行し、同年6月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行し、同年10月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(税制改正に伴う特例措置)

2 介護保険法施行令等の一部を改正する政令(平成18年政令第154号)附則第23条第3項に規定する特定被保険者(同条第1項及び第2項に該当する者を除く。)については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までに限り、第3条中「市民税世帯非課税であって」を削り、同条第1号中「150万円」とあるのを「190万円」、第5条第2項中「1/4とする。ただし、老齢福祉年金受給者は1/2」とあるのを「1/8」、別表(第5条関係)中「特定負担限度額」、「負担限度額」を「補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額」と読み替え、この要綱に基く軽減制度の適用を行う。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
(平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置)
- 2 平成21年4月の介護報酬改定(以下「報酬改定」という。)は、介護従事者の処遇を改善することを目的としているが、この報酬改定に伴い、利用料も上昇することになる。このため、本事業に基づく対象者について経過措置として、軽減の程度を拡大することにより、利用者負担の急激な増加を抑えることとする。
- 3 経過措置の対象については第5条第1項各号に記載されている対象サービスに係る利用者負担額とする。
- 4 利用者負担額の軽減割合については、第5条第2項に記載されている「1/4」とあるのは「28/100」と、「1/2」とあるのは「53/100」と読み替えることとする。
- 5 本経過措置の実施期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行し、同年8月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度に係る実施要綱第3条の「生計が困難な者として市長が認める者」についての取扱い要領(平成12年6月1日施行)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行し、同年12月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

対象サービス	軽減の対象とする費用	備考
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(1) 旧措置入所者 利用者負担額、食費（食費の特定負担限度額を限度とする。）及び居住費（居住費の特定負担限度額を限度とする。） (2) 平成12年4月1日以降の入所者 利用者負担額、食費（食費の負担限度額を限度とする。）及び居住費（居住費の負担限度額を限度とする。）	利用者負担額と高額介護サービス費、高額介護予防サービス費又は高額介護予防サービス費に相当する費用との適用関係については、この軽減制度を優先する。
訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、予防専門型訪問サービス	利用者負担額	
通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、予防専門型通所サービス	利用者負担額及び食費	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	利用者負担額、食費（食費の負担限度額を限度とする。）及び滞在費（滞在費の負担限度額を限度とする。）	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	利用者負担額、食費及び宿泊費	